

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 21 号

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 62 年瀬戸市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 4（第 6 条関係）			別表第 4（第 6 条関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 <省略>	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10 万 4,730 円</u> を超えるときは、 <u>10 万 4,730 円</u> ）	常時介護を要する状態	1 <省略>	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>10 万 4,960 円</u> を超えるときは、 <u>10 万 4,960 円</u> ）
	2 1の月に親族又はこれに	月額 <u>5 万 6,790 円</u> （新たに		2 1の月に親族又はこれに	月額 <u>5 万 6,930 円</u> （新たに

	<p>準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万6,790円</u>以下であるときに限る。）</p>	<p>介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）</p>		<p>準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万6,930円</u>以下であるときに限る。）</p>	<p>介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）</p>
随時介護を要する状態	<p>1 <省略></p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>5万2,370円</u>を超えるときは、<u>5万2,370円</u>）</p>	随時介護を要する状態	<p>1 <省略></p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が<u>5万2,480円</u>を超えるときは、<u>5万2,480円</u>）</p>
	<p>2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受け</p>	<p>月額<u>2万8,400円</u>（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあは、介護に要する費用として支出された額）</p>		<p>2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受け</p>	<p>月額<u>2万8,470円</u>（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあは、介護に要する費用として支出された額）</p>

<p>受けた日がある 場合にあつて は、当該介護に 要する費用とし て支出された額 が<u>2万8,40</u> <u>0円</u>以下である ときに限る。)</p>		<p>受けた日がある 場合にあつて は、当該介護に 要する費用とし て支出された額 が<u>2万8,47</u> <u>0円</u>以下である ときに限る。)</p>	
---	--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。